

【イタリア】尊厳死法の成立

海外立法情報課 芦田 淳

* 2017年12月、尊厳死を認める法律が制定された。この法律は、医療処置が原則として個人の自由でかつ情報に基づいた同意を得て行われることを定め、将来、自身で決定ができなくなった場合の医療処置等に係る意思を示す「事前指示書」についても規定を設けている。

1 制定に至る経緯

イタリアでは、従来、尊厳死法に関する議論が国会で続けられており、2009年前後には植物状態の女性の延命治療中止をめぐる世論の関心が高まった¹が、法律の成立には至らなかった。

しかし、他方で、憲法裁判所は、「医師の提案した医療処置に自覚的に同意した意思表示」を意味する「インフォームド・コンセント (consenso informato)」は、個人の真の権利であり、基本的人権の保護と促進を規定した憲法第2条、個人の自由が不可侵であるとする同第13条及び強制的な医療処置を禁止した同第32条にその根拠があると判示した(2008年判決第438号²)。これは、医療処置の選択において、情報に基づいた自己決定権を認めるものであった。

また、「事前指示書」をめぐるも、憲法裁判所は、終末医療における当事者の意思についての立法に関しては、全国で統一された規律が必要である(つまり、国の専属的立法事項に属する)との認識を示し、関係する州法を違憲とした(2016年判決第262号³)。なお、違憲とされた州法は、疾病又は傷害に対する医療処置に係る意思を、永続的に当該意思を示せなくなった場合に備えて、事前に州の保健公社に書面で提出し登録しておく制度を設けていた。

さらに、2017年2月、ディスク・ジョッキーであった男性が交通事故の後遺症からスイスで安楽死することを選択し、介助者が自殺ほう助容疑で逮捕される事件が発生したことで、尊厳死をめぐる議論も再び世論の関心を集めることとなり、同年12月の法律成立に至った。

2 法律の概要

2017年法律第219号「インフォームド・コンセント及び事前指示書に関する規定」⁴(以下「219号法」)は、全8か条から成る。施行日は、2018年1月31日である。

(1) インフォームド・コンセント—尊厳死の容認

いかなる医療処置も、法律で明瞭に定められた場合を除いて、当事者の自由でかつ情報に基

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年3月9日である。

¹ 萩原愛一「立法情報【イタリア】ある女性の尊厳死をめぐる一政治的波紋と法整備の動き」『外国の立法』No.239-1, 2009.4, pp.12-13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000108_po_02390106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>

² Sent. Corte cost. 15 dicembre 2008, n. 438. 以下、判決文は、Corte Costituzionale website <<http://www.cortecostituzionale.it/actionPronuncia.do>> を参照した。

³ Sent. Corte cost. 18 ottobre 2016, n. 262. この判決で問題とされたのは、2015年(フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア)州法律第4号「医療処置に係る自由な事前指示のための州登録簿の創設並びに臓器及び組織の提供に係る意思獲得のための措置」(L.R. 13 marzo 2015, n. 4, Istituzione del registro regionale per le libere dichiarazioni anticipate di trattamento sanitario (DAT) e disposizioni per favorire la raccolta delle volontà di donazione degli organi e dei tessuti.)及び2015年(同)州法律第16号「2015年3月13日州法律第4号に対する補完及び修正」(L.R. 10 luglio 2015, n. 16, Integrazioni e modificazioni alla legge regionale 13 marzo 2015, n. 4.)である。法律の条文は、同州の法令ポータルサイト <<https://lexview-int.regione.fvg.it/FontiNormative/xml/Index.aspx>> を参照した。

⁴ L. 22 dicembre 2017, n. 219, Norme in materia di consenso informato e di disposizioni anticipate di trattamento. 以下、法令の条文は、イタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を参照した。

づいた同意がなければ、開始又は継続することができない。成年に達し、意思能力がある者は、いかなる診断検査及び医療処置も拒否することができ、いかなる場合でも同意を翻すことができる。医師は、医療処置の拒否又は取りやめを望む患者の意思を尊重しなければならない。その結果について、民事上又は刑事上の責任を問われることはない。同意の形式に関しては、書面、又は患者の身体的状況により書面で示すことができない場合には、ビデオ録画等の形式が認められる。また、全ての者に対して、自身の健康状態、診断の内容、今後の見通し、提示された医療処置の長短所と代替となる処置、医療処置を拒否した場合の結果について、情報を得る権利が認められる。

(2) 終末期における患者の尊厳

患者が医療処置を拒否した場合を含め、医師は、苦痛を緩和するための適切な治療に努めなければならない。また、死亡間近な患者の場合、医師は、不合理な治療及び不要な又は均衡を失した処置を控えなければならない。医療処置に耐え難い苦痛が伴う場合、医師は、患者の同意を得て、苦痛を緩和するための治療を行うことができる。

(3) 未成年者等に関する規定

未成年者及び無能力者⁵に関しては、その意思を示せるよう、その能力に適した形で、健康に関する選択のための情報を受け取ることができるようにしなければならない。未成年者の場合、インフォームド・コンセントは、年齢及び成熟度に応じた当該未成年者の意思を考慮し、かつ、当該未成年者の精神的健康及び生命の保護を目的として、親権を行使する者又は後見人によって示されるものとする。無能力者の場合も、同様の目的に立ち、可能であれば当該者の意見を聞いた上で、後見人によりインフォームド・コンセントが示される。

(4) 事前指示書

事前指示書について、意思能力のある成人が、自己決定できなくなる将来に備えて、医療処置に関する信念や志向とともに、診断検査又は治療に関する選択と個々の医療処置（人工的な栄養・水分の投与を含む。）についての同意又は拒否を示すための文書と定義した。また、事前指示書を作成した者は、医師及び医療機関との間で、自身を代弁し、その代理となる者（以下「代理者」）を指名することができる。

(5) 治療計画の共有

慢性的でかつ障害をもたらす病状（patologia）又は致命的な病状に関して、患者と医師の間で共有された治療計画を文書として定めることができる。患者がその同意を示すことができないか、又は無能力の状態になった場合、医師は、当該計画に従わなければならない。患者と、患者の意思により、その家族、（同性間の）民事的結合のもう一方の当事者、同居者又は代理者には、病状の進行の可能性、手術の可能性及び緩和ケア（致命的な疾病による患者及び家族の肉体的及び精神的苦痛を緩和するための措置）に関する全ての情報が提供される。

(6) 保健大臣による報告書の作成

2019年以降、保健大臣は、毎年4月末までに、219号法の適用状況に関する報告書を作成し議会に提出することとする。そのため、各州は、毎年2月末までに、保健省の作成する質問書に基づき、必要な情報を提供しなければならない。

⁵ 民法典（Regio Decreto 16 marzo 1942 n.262, Approvazione del testo del Codice civile.）第414条は、無能力者について、「継続的に精神疾患の状態にあり、自身の利害のために行動することができない成年者及び親権を解除された未成年者は、その適切な保護を保障することが必要な無能力者である」と規定している。